

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年4月30日(2021.4.30)

【公表番号】特表2020-515649(P2020-515649A)

【公表日】令和2年5月28日(2020.5.28)

【年通号数】公開・登録公報2020-021

【出願番号】特願2020-503374(P2020-503374)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/485	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/7068	(2006.01)
A 6 1 K	31/664	(2006.01)
A 6 1 K	31/282	(2006.01)
A 6 1 P	1/00	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
C 1 2 Q	1/02	(2006.01)
G 0 1 N	33/68	(2006.01)
G 0 1 N	33/50	(2006.01)
G 0 1 N	33/15	(2006.01)
C 1 2 N	5/09	(2010.01)

【F I】

A 6 1 K	31/485	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 K	31/7068	
A 6 1 K	31/664	
A 6 1 K	31/282	
A 6 1 P	1/00	
A 6 1 P	11/00	
C 1 2 Q	1/02	
G 0 1 N	33/68	
G 0 1 N	33/50	Z
G 0 1 N	33/15	Z
C 1 2 N	5/09	

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月19日(2021.3.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

化学療法薬と組み合わせてがんを治療するための、B A D (B c 1 2 関連細胞死アゴニスト)の発現を増加させる、錠剤あたり0.01mg~50mgの薬剤を含む固形剤形の

医薬組成物であって、前記薬剤が 6 - - ナルトレキソールまたはその薬学的に許容される塩である、医薬組成物。

【請求項 2】

前記薬剤は、対照に対して少なくとも 5 %、B A D の発現を増加させるのに十分な量で投与される、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 3】

前記薬剤は、対照に対して少なくとも 4 0 %、B A D の発現を増加させるのに十分な量で投与される、請求項 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 4】

前記 6 - - ナルトレキソールは、6 - - ナルトレキソールの血漿中濃度を 0 . 3 4 ~ 3 , 4 0 0 n g / m l に上昇させるのに効果的な量で投与される、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 5】

前記 6 - - ナルトレキソールは、6 - - ナルトレキソールの血漿中濃度を 3 4 ~ 3 , 4 0 0 n g / m l に上昇させるのに効果的な量で投与される、請求項 4 に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

前記 6 - - ナルトレキソールは、6 - - ナルトレキソールの血漿中濃度を 3 4 0 ~ 3 , 4 0 0 n g / m l に上昇させるのに効果的な量で投与される、請求項 5 に記載の医薬組成物。

【請求項 7】

化学療法薬と別々、連続または同時投与される、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

前記薬剤および化学療法薬は、連続または別々に投与される、請求項 7 に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

前記化学療法薬は、B A D の発現を増加させる薬剤を含む前記医薬組成物が投与された後で投与される、請求項 7 または 8 に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

前記化学療法薬は、対照に対して少なくとも 5 %、B A D の発現レベルが増加すると投与される、請求項 7 ~ 9 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

前記薬剤および化学療法薬は同時投与される、請求項 7 に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

前記化学療法薬は、P I 3 - キナーゼ阻害剤、A K T 阻害剤、タキサン、抗代謝剤、アルキル化剤、細胞周期阻害剤、トポイソメラーゼ阻害剤および細胞毒性抗体から成る群より選択される、請求項 7 ~ 1 1 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

前記化学療法薬は、抗代謝剤である、請求項 1 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 14】

前記化学療法薬は、ゲムシタビンである、請求項 1 3 に記載の医薬組成物。

【請求項 15】

前記化学療法薬は、アルキル化剤である、請求項 1 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 16】

前記がんは、肺がん、大腸がん、乳がん、膵がん、リンパ腫及びグリオーマから成るリストより選択される、請求項 1 ~ 1 5 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 17】

前記がんは、肺がんまたは大腸がんである、請求項 1 6 に記載の医薬組成物。

【請求項 18】

前記がんは、乳がんである、請求項1_6に記載の医薬組成物。